

環境・安全対策

No.1

日本繊維産業連盟(繊維連)では、2008年に環境・安全問題検討会を作って、繊維製品に対する安全性を高める対策を進めています。



繊維製品は、毎日身につけるものなので、その安心・安全の確保は大切です。



今まで使われてきた化学物質の中で染色剤から取り組みを開始して、アゾ色素について業界自主基準を取りまとめ、12年3月に公表しました。

有害とされる物質(特定芳香族アミン)ができてしまう可能性のある色素(染料と顔料)を使用しないという取り組みで、未然防止を目指しているものです。



環境・安全対策

No.2

未然防止の考え方

事故や問題につながりそうな情報があつたら放置せずに、前もって手を打って、その原因を取り除いてしまおうという、お客様の安心確保の考え方です。



特定芳香族アミンとは?

人に害を及ぼすおそれのあることが知られている物質で、繊維製品に使われているのは、特定芳香族アミンそのものではなく、染料や顔料です。その染料などの一部(染料全体の約5%)から、特定の条件があると特定芳香族アミンができることが知られていて、世界でもその使用規制の動きがあります。

しかし、健康被害が発生した事例は、日本国内だけでなく、世界でも確認できていません。

織産連は、中国におけるカウンターパートである中国紡織工業連合会(CNTAC)と連携し、増加する中国からの輸入繊維製品について、懸念染料・顔料を使用しない管理の行き届いた染色メーカーをホワイトリスト化し、未然防止の徹底を図る基盤づくりを行っています。



厚労省で法規制化する動きがある中、織産連ではさらなる安全・安心の活動を強化しています。

・法規制化見通し: 2016年3月頃(織産連推定ベース)

